

<直接経費・間接経費>

No	分類	質問	回答
1	①物品費	書籍について、例えば化学英語の辞典や英和・和英辞書などは直接経費として支出できるか。	当該書籍が、他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。しかし、当該書籍が委託研究に直接的に必要であり、当該委託研究に専ら使用されるものであれば、汎用的な辞典や辞書であっても、直接経費から支出することは妨げませんので、研究機関で適切に判断の上、支出してください。 なお、学生の教育目的、あるいは個人のスキルアップを目的とする支出を直接経費から行うことは出来ません。
2	①物品費	研究参加者の所属する企業からの物品等の調達を行うことは可能か。例えば、研究に必要不可欠な特殊な機器を研究参加者の所属する企業から調達する場合。	原則として、競争原理を導入した調達(入札または相見積もり)を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前にJSTへ相談ください。
3	②旅費	海外出張時には、研究機関の規程で必ず海外旅行傷害保険に加入することとなっているが、当該保険料を直接経費で支出することは可能か。	研究機関の旅費規程に沿って処理されることを前提に、直接経費からの支出が可能でず。なお、任意での傷害保険や予防接種は受益者負担となることから認められません。
4	②旅費	翌年度に開催予定の学会の参加費や航空券代を今年度の委託研究費から支出することは可能か。	翌年度開催の学会に係る参加費や旅費を今年度の委託研究費から支出することはできません。支払期限等の関係から、やむを得ず今年度中の支出が必要な場合は、一旦、研究機関や研究者にて立て替えの上、翌年度の委託研究費で精算することとしてください。なお、立て替え等の手続きについては、研究機関の定める規程等に従ってください。
5	③謝金等	雇用水準や雇用期間は、JSTの規程があるのか。それとも内部規程に基づくことよいか。	研究機関の規程に準拠してください。但し、必要な人材が適正な処遇で雇用されるようご配慮ください。
6	③謝金等	直接経費で雇用する者の人件費として計上可能な項目は、下記のうち、いずれか。 1. 諸手当関係 ・扶養手当 ・時間外勤務手当 ・家賃補助 ・通勤手当 ・勤務地加算 2. 社会保険料関係 ・健康保険 ・介護保険 ・厚生年金 ・厚生年金基金 ・雇用保険 ・児童手当拠出金 ・労災保険 3. 雇用時の付帯費用 ・赴任旅費 ・赴任旅費(被扶養者) ・面接に係る旅費 ・研究員募集広告	○当該委託研究に専従する者の場合 ・各研究機関の規程に準拠することとなります。 ・なお3. 付帯費用を計上する場合、「人件費・謝金」ではなく、適切な科目に計上をお願い致します(赴任旅費=旅費、募集広告=その他) ○他の業務と兼務する者の場合 ・1. および2. は、給与と同様、従事日数または時間等により適切に按分した上で計上ください。 ・3. は、計上できません。
7	③謝金等	直接経費で雇用する者が、有給休暇を取得した場合、当該有給休暇部分を直接経費として計上出来るのか。	就業規則等において有給休暇の取扱いが規定されており、かつ、当該委託研究のために雇用された期間に対する有給休暇の使用である場合に、計上可能です。また、当該研究者等が複数の研究資金等により雇用される場合には、従事日誌に基づく従事時間(裁量労働制を適用している場合には研究機関で適切に設定を行ったエフォート率)により按分して計上することも可能です。
8	③謝金等	退職金を直接経費で計上することは認められるか。また、退職給付引当金を計上することは可能か。	就業規則等において退職金の取扱いが規定されており、かつ、当該委託研究のために雇用された期間に対する退職金である場合に、計上可能です。また、退職給付引当金は、各研究機関が機関の規程に従って適正に算定を行い、対象者毎に金額を明らかに出来る場合に計上が可能です。なお、兼業者については、退職金・退職給付引当金のいずれの場合も、当該研究に係る従事部分を従事割合等により区分して適切に計上する必要があります。
9	③謝金等	委託研究費から人件費を措置している研究員が産前産後休暇(有給)を取得する予定であるが、当該期間の人件費を委託研究費から支出することは可能であるか。	産前産後休暇(有給)について、通常発生し得る他の有給休暇と特段の区別は設けていません。各研究機関の規程に沿って適切に対処されることを前提に支出可能です。
10	③謝金等	一時的作業で謝金を支払う場合に、研究計画書記載のメンバーである必要があるか。	直接経費で人件費・謝金を支払う場合は、原則として、その支出対象が「研究計画書に記載された研究参加者である」という要件を満たす必要がありますが、一時的(3ヶ月未満)な作業等に対して謝金(アルバイト料)を支払う場合については、研究計画書への登録を省略することができます。また、会議等に招聘する外部講師も上記に準じ、一時的な参加であれば登録を省略することができます。 一方、予め3ヶ月を越える作業が想定される場合は、研究計画書に研究参加者として登録することが必要です。 なお、研究計画書への登録を省略する場合であっても、その研究参加者は当該研究に必要不可欠であることが前提となります。
11	③謝金等	講演会や講習会を開催する場合の講師に対する謝礼は、謝金で支払うことができるか。支払いができる場合、各機関の謝金の規程に基づく支払いで良いのか。	当該委託研究に直接必要であることを前提に、外部の招聘者等に対する講演謝金を直接経費から支出できます。 但し、ここでいう「外部」とは研究機関外ではなく研究計画書上の「研究チーム外」を指します。従って、研究機関外の者であっても、同一チーム内の研究参加者として登録されている者に対する謝金は支出できません。 なお、JSTで単価等を定めておりませんので、各研究機関の規程に沿って処理ください。
12	④その他	予定していた海外出張が急遽予定変更となった。これに伴うキャンセル料は直接経費として支出可能か。	キャンセル料については、一般的には天災等の真に止むを得ない理由であれば直接経費からの計上が認められ支出が可能と考えられますが、具体的な個々の事案の適否については、各機関の規程の範囲内で、各機関において適切に判断を行ってください。なお、事務手続き上の誤りや自己都合による場合には支出することは出来ません。
13	④その他	フィールドワーク先までレンタカーを使用する必要が生じ、それに係るガソリン代と高速道料金を支払うケースが生じた。これらについて全て執行することは可能か。また、あわせてどの予算費目で整理するのが適切か。	移動手段としてのレンタカー、燃料代、高速道路料金の取り扱いについては、効率性・経済性に配慮した上で、各研究機関の規程に基づき適切に判断を行って処理してください。 なお、予算費目は、「その他」として計上ください。
14	④その他	手数料に関する以下のケースについて、直接経費で計上してよいか。 ○研究発表のための学会参加費の立替払いにおいて、立替を行った研究者が振込手数料を負担した場合 ○海外から特殊な種子を輸入したが、この購入にかかる個別送金手数料	手数料については一般管理費的性格を有することから、直接経費以外(間接経費など)での計上が原則となりますが、当該委託研究に直接必要なものに係る手数料であり、他の手数料と明確に区分できる場合は、例外的に直接経費にて計上することも可能と考えますので、貴機関で適切に判断を行ってください。

<直接経費・間接経費>

No	分類	質問	回答
15	④その他	<p>学会に関する費用について、直接経費から以下の支出が認められるか。 ・参加費(登録費)・予稿集代・年会費・懇親会費</p> <p>懇親会費は以下の2パターンについて ①:学会参加費と懇親会費のそれぞれの金額が開催案内等で明示されており、区分して支出することが可能なもの。 ②:学会参加費に懇親会費が含まれており(切り分け不可能)、総額での支払いを必要とするもの</p>	<p>当該研究課題に係る研究発表等、当該委託研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費(登録費)」および「予稿集代」の支出は可能ですが、個人又は研究機関の権利となるものへの支出は出来ません。従って、「年会費」は支出できませんのでご注意ください。</p> <p>「懇親会費」の取扱い ①については、国費を財源とすることから、直接経費以外の経費にて支出ください。 ②については、研究機関の規程の範囲内で何らかの合理的な考え方(旅費支払いを行っている場合には日当等の食事相当額を控除すること、会議費等の機関内の支給基準を準用すること等)に基づき、過剰な支払いとならないよう適切に判断の上、処理を行ってください。なお、学会参加費と不可分なレセプション等が当該研究に関する活動の一環であり、供される食事も極めて軽微であると研究機関が判断する場合には、学会参加費と一括して直接経費より支出することを妨げません。</p>
16	④その他	<p>リース料、保守料、雑誌年間購読料、ソフトウェアライセンスについて ①複数年度にまたがる契約を行うことは可能か。 ②複数年度分の費用を一括して前納した場合に、その全額を委託研究費から支出することは可能か。</p>	<p>①委託研究契約の研究実施期間の範囲内において複数年度契約を行うことは可能です。(研究機関の責任において、研究実施期間を超える複数年度契約を行うことも妨げません。) ②複数年度分の費用を一括して前納した場合でも、原則として、直接経費として計上できるのは、当該年度の既経過期間部分のみです。翌年度以降は、委託研究契約が継続・更改される場合に限り、既経過期間部分の費用を計上(前払い費用の振替処理)することが可能です。 なお、ソフトウェアライセンスについては、以下の要件を満たす場合に、当該年度の直接経費で全額を計上することができます。 ・当該年度に使用する目的で調達したものであること ・「使用する権利」の購入として、当該年度内に納品・検収まで完了していること ・ライセンス期間が研究計画書記載の研究期間の範囲内であること。(研究期間終了以降のライセンス期間分は認められません。)</p>
17	④その他	<p>印紙税、固定資産税等の税金を直接経費から支出することは可能か。</p>	<p>印紙税、固定資産税等の税金は管理事務の必要経費と考えられることから直接経費ではなく間接経費で措置するのが妥当と考えられます。</p>
18	④その他	<p>専用メーターが装備されていない場合であっても合理的な算定根拠がある場合には光熱水を直接経費から支出することが可能とされているが、合理的な算定根拠とは、具体的にどのようなものをいうのか。</p>	<p>光熱水料の合理的な算出方法例としては、以下のようなものが考えられます。但し、施設単位で算定方法が統一されており、個々の負担額の総額が、施設での発生総額に対し過不足の生じないことが前提となります。 なお、以下はあくまでも例示ですので実際の計算にあたっては、各機関が個々の事例に応じてその合理性を十分に説明しうる方法にて行ってください。 【ケース1】フロアの一部を占有エリアとして当該研究を実施している場合 (例1)光熱水料=電力会社の契約単価(円/kwh)×{(フロア全体の使用電力量÷フロア全体面積)}×(当該研究を実施している占有エリア面積) (例2)光熱水料=フロア全体の年間又は月毎の光熱水料×(当該研究を実施している占有エリア面積÷フロア全体面積) 【ケース2】研究設備を共同利用している場合(スパコン、高圧電子顕微鏡など) (例)光熱水料=(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間 【ケース3】フロアの一部又は全部を占有した特別の区画内に設置されている設備(クリーンルーム内にある設備) (例)光熱水料=(設備の定格電力量×電力会社の契約単価(円/kwh))×使用時間+(クリーンルーム全体の年間又は月毎の光熱水料)×(クリーンルーム全体の中で使用設備が占める面積割合(20%であれば0.2))</p>
19	⑤間接経費	<p>プリンタのトナーや文具類、事務什器等の環境整備費用は直接経費で支出できるか。</p>	<p>当該事務機器や消耗品が他の業務と共用で使用されるものであれば、直接経費からの支出は出来ません。但し、当該委託研究に直接的に必要であり、研究実施現場において委託研究のために専ら使用するものであれば、汎用的な事務機器や消耗品であっても、直接経費から支出することが可能です。研究機関の責任において適切に判断の上、支出してください。</p>

<知的財産関係>

No	質問	回答
1	委託研究契約書第12条文中の“著作者人格権の不行使”とは具体的にはどのようなこと指し示すのか。	<p>「著作者人格権」には下記の3つの権利があります。また、「実演家人格権」には(2),(3)の権利があります。これらは譲渡することができないもので、著作者の手元に残り続ける権利です。</p> <p>(1)公表権 著作物を公表するかしないか、公表するとすれば、いつ・どのように公表するかを 決めることができる権利。</p> <p>(2)氏名表示権 著作物に氏名を表示するかしないか、表示する場合に本名を表示するか ペンネームを表示するかを決めることができる権利。</p> <p>(3)同一性保持権 著作物の変更、切除などの改変を認めない権利。</p> <p>例えば「著作者人格権」が問題になるケースとして、音楽の場合で言えば「替え歌」がその典型的な例です。著作者に無断で替え歌にすることは、上に示した「同一性保持権」を侵害することになります。</p> <p>本委託研究においては、研究成果として著作物が創出された場合に、一般的な特許権と同様に研究機関で権利を承継して頂くことが可能ですが、その権利について中身の改変等を行う様な場合「著作者人格権」や「実演家人格権」に問題が発生しないよう、権利を承継する研究機関自身が著作者と権利不行使等の必要な措置を講じていただくための規定です。</p>
2	研究機関に帰属し出願した特許等について、その後のマーケティング等の結果、研究機関として不要になった場合、①放棄したり、②発明者に返還してよいか。また③JSTに譲渡することはできるか。	<p>①・②について、放棄等した場合は「知的財産権設定登録等通知書」により報告を、発明者を含め他者に譲渡する場合は「知的財産権移転承認申請書」により申請を、それぞれJST宛に行ってください。③について、JSTは他者が出願した特許等の受け入れを行っておりません。</p>
3	委託研究契約書第10条1項において研究機関が、機構が有する知的財産権の譲渡を受ける際の条件として、「発明者の同意が得られること」を挙げられているが、なぜ発明者の同意が必要なのか？	<p>JSTでは特許の扱いに関して、発明者の意向はできる限り尊重する方針です。そのため、譲渡についても発明者の同意を得ることと定めております。なお、本条項で定める「研究機関」とは本契約書の締結先であり、当該特許の発明者が所属する機関を指します。よって機構は、発明者の所属機関に対してのみ、機構が所有する特許を、出願後であっても譲渡することができます。なお、本条項に記載の「発明者の同意」をとりつけるのは、譲渡を受けようとする研究機関となります。</p>
4	所属する研究者が研究に参加するにあたり、職務発明規程の整備は必要か。	<p>本委託研究実施の過程で生じた知的財産権については、産業技術力強化法（日本版バйдール法）の適用により、一定の遵守事項が履行されることを条件として、研究機関が承継することができます。研究機関が承継する場合には、研究の実施に伴い発生する知的財産権が研究機関に帰属する旨の契約を当該研究に参加する研究者等と取り交わす、またはその旨を規定する職務発明規程が整備されていることが望まれます。</p>

<国際共同研究契約>

No	質問	回答
1	<p>相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、契約書にどのような項目を盛り込むべきか。</p> <p>また、JSTは、契約書において知的財産に関する取扱い(産業技術力強化法、日本版バイドール法)を定めるよう推奨しているが、同法の英訳はあるか。</p> <p>【本事業のみのFAQ】</p>	<p>契約書に盛り込むべき文言については、  <a href="http://www.ist.go.jp/inter/sicorp/agreement.html">http://www.ist.go.jp/inter/sicorp/agreement.html</a>を参考になさってください。</p> <p>また、産業技術力強化法(日本版バイドール法)の翻訳は、「日本法令外国語訳データベースシステム」(<a href="http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=01">http://www.japaneselawtranslation.go.jp/?re=01</a>)にて公開されています。翻訳は公定訳ではないことにご留意の上、ご参照ください。                      なお上述のデータベースでは、平成21年に改正された19条4項は反映されておりません。19条について、JSTで作成した仮訳(非公式)を下記(※)に示しますのでご参照ください。</p>
2	<p>相手国機関と国際共同研究契約を締結するにあたり、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間は、一致する必要があるか。</p> <p>【本事業のみのFAQ】</p>	<p>日本と相手国では会計年度が異なる場合があること、研究機関とファンディングエージェンシーとの間で交わされる委託研究契約の期間が日本と相手国とで異なること等により、国際共同研究契約に書かれる共同研究期間と、JSTと国内研究機関との間で締結される委託研究契約の期間にずれが発生する場合があります。かかる事態が発生する恐れがある場合は、個別にご相談ください。</p>
参 考	<p>(※)産業技術力強化法 第19条                      第十九条 (国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い)                      国は、技術に関する研究開発活動を活性化し、及びその成果を事業活動において効率的に活用することを促進するため、国が委託した技術に関する研究及び開発又は国が請け負わせたソフトウェアの開発の成果(以下この条において「特定研究開発等成果」という。)に係る特許権その他の政令で定める権利(以下この条において「特許権等」という。)について、次の各号のいずれにも該当する場合には、その特許権等を受託者又は請負者(以下この条において「受託者等」という。)から譲り受けられないことができる。</p> <p>一 特定研究開発等成果が得られた場合には、遅滞なく、国にその旨を報告することを受託者等が約すること。                      二 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該特許権等を利用する権利を国に許諾することを受託者等が約すること。                      三 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が当該特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該特許権等を利用する権利を第三者に許諾することを受託者等が約すること。</p> <p>2 前項の規定は、国が資金を提供して他の法人に技術に関する研究及び開発を行わせ、かつ、当該法人がその研究及び開発の全部又は一部を委託する場合における当該法人と当該研究及び開発の受託者との関係及び国が資金を提供して他の法人にソフトウェアの開発を行わせ、かつ、当該法人がその開発の全部又は一部を他の者に請け負わせる場合における当該法人と当該開発の請負者との関係に準用する。</p> <p>3 前項の法人は、同項において準用する第一項第二号又は第三号の許諾を求めようとするときは、国の要請に応じて行うものとする。</p> <p>4 当該特許権等の移転又は当該特許権等を利用する権利であって政令で定めるものの設定若しくは移転の承諾をしようとするときは、合併又は分割により移転する場合及び当該特許権等の活用に支障を及ぼすおそれがない場合として政令で定める場合を除き、あらかじめ国の承認を受けることを受託者等が約すること。</p>	<p>Article 19 (Handling of Patent Rights Pertaining to Results, etc. of Research and Development Entrusted by the National Government)</p> <p>In order to vitalize technology-related research and development activities and promote effective utilizations of the results thereof in business activities, if the patent right or other right specified by Cabinet Order (hereinafter in this Article referred to as "Patent Right, etc.") pertaining to the result of technology-related research and development entrusted by the national government or of software development that the national government has contracted for work (hereinafter in this Article referred to as "Result of Specified Research and Development, etc."), falls under all of the following items, the national government may decide not to accept those Patent Rights, etc. from that entrusted party or contractor (hereinafter in this Article, "Trustee, etc."):</p> <p>(i) In the case that Result of Specified Research and Development, etc. is obtained, the Trustee, etc. promise to report to that effect to the national government without delay.</p> <p>(ii) In the case that the national government finds it particularly necessary for the public interest and makes a request, making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to the national government the right to use said Patent Rights, etc. without charge.</p> <p>(iii) In the case that the national government recognizes that said Patent Right, etc. have not been utilized within a reasonable time and does not find any justifiable grounds as to why said Patent Rights, etc. have not been utilized within a reasonable time, and in case the national government finds that utilization of said Patent Rights, etc. is particularly necessary for promoting the use of said Patent Rights and makes a request making clear the reasons therefor, the Trustee, etc. promise to grant to a third the right to use said Patent Rights, etc.</p> <p>(2) The provisions of the preceding paragraph shall apply mutatis mutandis to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had technology-related research and development performed thereby where that said juridical person entrusts all or a part of that research and development and the party which has been entrusted to do said research and development, and also to the relationship between another juridical person to whom the national government has provided funds and has had software development conducted thereby where that said juridical person contracts out for work all or a part of that development to another party, and said contractor for the development.</p> <p>(3) When the juridical person of the preceding paragraph, request the authorization set forth in paragraph 1, item 2 or item 3 applied mutatis mutandis in the same preceding paragraph, the juridical person shall do so in response to a request of the national government.</p> <p>(4) In the case that said Patent Right, etc. is transferred to a third party, or in the case that the right to use said Patent Rights, etc. which is specified by Cabinet Order is agreed to be set or be transferred to a third party, the Trustee, etc. promise to obtain prior approval from the national government, excluding the case of transfer by split or merger, or other cases which are specified by government ordinance as unlikely to cause prejudice to utilization of said Patent Rights, etc.</p>

## &lt;決算報告・収支簿&gt;

No	質問	回答
1	調達等に係る業者等への支払いは3月31日までに完了しなければならないのか。当機関の支払日が、月末締め翌月末払いとなっているので、3月納品分については、4月末払いになってしまう。	業者等への支払いの期限は「委託研究実績報告書の提出期限まで」としており、研究実施期間が年度末まで継続する場合は、翌事業年度の4月30日が支払期限となりますので、ご質問のような件は会計年度終了後4月30日までを整理期間として出納処理がなされれば結構です。従って、納品検収が3月末までに行われ、業者等への支払が4月になされるものについては、納品検収が完了した年度の委託研究費にて経費を計上してください。
2	委託研究契約事務処理説明書の別添2「証拠書類一覧」のうち、当機関内の規程等により証拠書類として整備・保管していないものがある。この一覧にある証拠書類は必ず整備する必要があるのか。	別添2「証拠書類一覧」は、あくまで公的資金を扱う機関が一般に揃えている証拠書類等を参考として例示したものであり、対象となる証拠書類は原則として各研究機関の経理規程等に準拠して整備することで構いません。従いまして、上記一覧と書類が一致していなくても、代替する書類で説明可能であれば、必ずしも同一のものを整備する必要はありません。但し、当該委託研究費の執行に係る透明性・適正性を担保する目的で、研究機関内の意思決定から契約・検収・支払いまでの過程が確認できる一連の証票類を証拠書類として整備・保管してください。
3	試作品やソフトウェア製作は、どの予算費目で仕訳すべきか。	試作品は、物品費に計上を行ってください。また、ソフトウェアについては、既製品の場合は「物品費」、外注品の場合は「その他」に計上してください。なお、研究開発要素を含む外注(再委託)は原則として認められませんので、ご注意ください。
4	他の資金とJSTの直接経費を合算して使用できるのか。	当該年度の直接経費の未執行残額に自己負担額を加えて(=使途に制限の無い資金を補填して)、委託研究の目的のために執行することは可能です。但し、上記の方法により固定資産(取得金額20万円以上の設備、ソフトウェア等)を購入することは認められません。

<その他>

No	質問	回答
1	本研究で大きな成果が出た場合、プレス発表はどのように行うのか。	研究機関とJSTとで共同でプレス発表させて頂きたいと考えます。内容は、研究担当者、研究機関と個別に調整、相談させていただきます。
2	当機関から他機関へ再委託を行いたい案件があるが、再委託用の契約雛形はあるか。	当事業では、研究開発要素を含む再委託は原則として認められておらず、再委託用の契約雛形も用意しておりませんので、まずはJSTへご相談ください。 なお、例えばソフトウェアプログラムの作成といった、役務仕様が予め決まっており、作業のみを外注する請負契約については上記の再委託には当たらないとして、直接経費での計上が認められております。
3	消費税相当額とは何か。	委託契約は、消費税法上の「役務の提供」に該当するため、委託契約額の総額が消費税の課税対象となります。一方で、支出額に人件費・外国旅費等の不課税取引等が含まれる場合には未払消費税が発生することになりますので、これを消費税相当額として直接経費で計上し、研究機関に留保しておくことが可能です。
4	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を遵守している機関で、科学研究費補助金を受給し、科学研究費補助金と同じ条件で内部監査を実施する場合には、実地調査の対象外として取り扱われるとのことであるが、「科研費と同条件の内部監査」とは、監査対象をどのように定めるのか。	監査対象(通常監査)は、JST事業の10%以上とすることが望ましいと考えます。(監査対象を「科学技術研究費補助金事業+JST事業の合計件数」の10%以上とすることも可能ですが、その場合は、科研費の比率にも留意しつつ実施ください。)また、通常監査のうち10%以上について特別監査を行うこととしてください。 なお、内部監査の実施状況は公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」へ記載してください。
5	委託研究費の概算払いを受けることにより、口座に利息が生じたが、この利息分については、JSTに報告する必要があるのか。報告するための所定の様式はあるのか。	当該研究の委託研究費に係る利息分については報告の必要はありません。当該利息分については、当該研究に直接的あるいは間接的に資する目的でご使用頂くのが望ましいと考えます。
6	事務処理説明書に「機関の規程に基づく執行であっても、当該委託研究費の財源が国費であることに照らして、JSTが不適切と判断する場合は、全額もしくは一部を認めないことがあります。」とあるが、どのようなケースを想定しているのか。	規程自体はあるものの当該事業のみに適用する規程を作成し、他の業務よりも給与・日当等の単価設定を高くする、あるいは、規程等に明確な根拠がなく、管理者の裁量により支払われる賞与等、国費を財源とした研究費執行として不適切な場合を想定しています。
7	当該委託研究の推進上、外部の機関にて実験を行う必要があるが、当該委託研究費にて購入した設備等を外部の実験室に持ち込むことは可能か。	研究推進上の必要性があることを前提に可能ですが、当該設備を持ち出す期間、持ち出し先に応じて処理が異なります。詳しくは、事務処理説明書「9.物品等の取扱いについて 3)物品の移動等について」をご覧ください。
8	研究終了後の取得物品および提供物品の取扱いについて ① 全ての物品について、有償での借受け、もしくは買取りしなくてはならないのか。 ② 賃借料は、どのように設定されるのか。 ③ 買取り金額はどのように設定されるのか。 ④ 研究機器の耐用年数は何年となるか。	① 研究終了後、取得物品および提供物品のうち有形固定資産については、引き続き当該研究の応用等の目的に使用されることを前提に、原則として、一定の貸借期間(有償)を経て、耐用年数経過後に買い取りいただくこととしております。 ② 原則として、研究終了時の直近に発生した固定資産税相当額に消費税を加算した額を年間賃借料として、研究終了の翌日より貸借契約を開始します。(3月末終了であれば、4月1日より貸借契約開始) ③ 原則として、固定資産税算出時の評価額に物価指数を考慮したものに消費税を加算した額となります。 ④ 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に基づき、多くの研究機器は4年で設定しています。